

〔学術講演会報告〕 ダニエル・ファーバー教授 「気候変動への適応—その法的諸相」

阿 部 満

講演者：ダニエル・ファーバー教授（カリフォルニア大学バークレー校ロースクール）

Professor Daniel A. Farber（University of California, Berkeley, School of Law）

テーマ：「気候変動への適応—その法的諸相」

The Legal Dimensions of Climate Change Adaptation.

場 所：明治学院大学白金校舎3101教室

国連大学提携講座「持続可能な社会へ向けて」（天野路子先生）の授業枠の中で実施した。

通 訳：辻雄一郎准教授（筑波大学）

（講演者紹介）

ファーバー先生は、2005年アメリカ南部沿岸を襲い深刻な損害をもたらしたハリケーン・カトリーナをきっかけとして「災害と法」の研究をリードされており、アメリカ環境法、憲法の主導的研究者である。

（講演の概要）

人間の産業活動・生活から排出される温室効果ガスによる気候変動の結果、干ばつが深刻化する地域では人の居住・農業生産の放棄、変更を余儀なくされる水問題が発生している一方、大規模な台風やハリケーン、集中豪雨による洪水が近年多発しています。2013年11月の巨大台風では、フィリピンでの死者1万人を超すと推計される。気候変動による人間生活への影響はすでに現実のものとなり、各国政府にその対応が迫られている。

今回のファーバー先生の講演は、気候変動への「適応」という観点から、洪水、高潮などへの直接的な対策、土地利用の変更等の社会的・法的問題を議論された。費用負担や援助をめぐる国際的な視点からの議論から、財産権補償、具体的な適応措置を執るべき行政機関のレベル（地方政府、中央政府の役割）まで、様々な次元での法的問題点を一つひとつわかりやすく説かれた。

詳細は、法学研究掲載予定の本講演の翻訳を参照されたい。

以上